

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	汚染土壌処理業に係る変更の許可	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第23条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	<p>・土壌汚染対策法 第23条 第23条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>・土壌汚染対策法 第22条第3項 3 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p>	
	参 考 事 項	<p>・土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている(別紙のとおり。)</p> <p>・徳島市汚染土壌処理業に関する指導要綱(別紙)により、生活環境影響調査等の手続きを定めている。</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(令和3年1月26日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)</p> <p>設定しない。 (変更する施設の種類、場所等により審査内容が大きく異なり、また、工事の規模等により審査期間が大きく変わるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定(令和3年1月26日最終変更)

審査基準	基準	<p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（トにおいて「暴力団員等」という。）</p> <p>ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>4 第1項の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>6～9（略）</p> <p>・汚染土壌処理業に関する省令 第4条 法第22条第3項第1号の環境省令で定める基準は別紙のとおり。</p>
------	----	--